

特別徴収のご案内



今年度の特別徴収に関する書類を別添のとおり送付いたします。

なお、異動届出書等については **4月28日(金)** をもって締め切り、処理しておりますので、それ以降に到着した異動届出書等については反映されておられません。これらにつきましては、後日改めて変更通知を送付いたしますので、ご了承ください。

その他ご不明な点がございましたら、以下までご連絡くださいますよう、お願いいたします。

〔 北斗市役所 総務部 税務課
TEL 0138-73-3111 (内線 132~134) 〕



特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納めていただくものです。

送達された「特別徴収税額の決定・変更通知書」に基づき、毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて、納期限（翌月10日）までに納入していただくことになります。

この制度は、所得税の源泉徴収義務のある事業主は従業員の個人住民税（市・道民税）を特別徴収することが、法律（地方税法第321条の4及び市税条例第44条）により義務づけられています。



特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

「特別徴収税額の決定通知書」（納税義務者用）を納税者ごとに切り離し、

5月31日までに納税者個人（従業員）へ交付してください。



月割額の徴収方法

「特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用）のとおり、納税者別の月割額を算出していますので、6月から翌年5月までの毎月の給与の支払いをする際に徴収してください。なお、年税額が **5,000** 円以下の場合は、最初に徴収すべき月の給与から全額を徴収することになっております。



特別徴収税額の変更について

年度途中で税額変更の必要が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」（特別徴収義務者用・本人交付用）を送付いたしますので、税額変更後の月割額を確認してください。変更通知書を受けた後は、変更された金額によって徴収し、納入することになります。



月割額の納入について

納税者個人から徴収した月割額の合計額及び退職所得分の所得割額は、「特別徴収納入書」によって徴収した月の翌月10日（休日その他の公休日又は収納取扱金融機関が休業日に当たるときはその翌日）までに、特別徴収納入書裏面に記載された金融機関で納入してください。

○電子納付のご案内

地方税共通納税システムにより、インターネット等を利用して電子で特別徴収を納入することができます。詳しくは裏面をご覧ください。



月割額を納期限までに納入しなかったとき

1 納期限までに完納しないと、地方税法により納期ごとに督促状が發送され、督促状を發した日から起算して11日目までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

市では令和5年度賦課分から、市税等の督促手数料100円を廃止しました。なお、令和4年度以前賦課分の督促手数料は納付が必要となります。

2 納期限までに完納しないと、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収します。

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%またはその年における延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に1%を加算した割合のうち、いずれか低い方の割合を乗じて計算し、その後の期間については、年14.6%またはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合のうち、いずれか低い方の割合を乗じて計算します。（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。）



納税者が退職又は転勤などで異動したとき

≡ 退職・休職の場合 ≡

特別徴収の方法によって納税している人が、退職や会社解散などの理由により、給与から徴収することができなくなる税額が発生する場合には、納税者に直接納めていただく普通徴収の方法に変更する必要があります。

この場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に退職した人の住所・氏名・特別徴収税額（年税額）・徴収済税額・未徴収税額・異動理由などを記入し、提出してください。

様式は下記 URL よりダウンロードできます。

<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2521.html>

（裏面に続きます）



特別徴収の手続きは エルタックス eLTAX が便利です！



eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した住民税の電子申告システムです。

税額決定通知の受け取りや税の納付、これまで書面で提出していた従業員の異動等の手続きが電子で行えるため大変便利です。

eLTAX にするとこんなに便利！

- 混雑する窓口に出向いたり、郵送する手間なく、オフィスや自宅から申告・納税が可能
- 記録が残るため、控え返送の依頼などが不要
- 複数の地方公共団体・税務署への申告をまとめて一度に送信可能
- 市販の税務会計ソフト（eLTAX 対応）で作成したデータが利用できる
- eLTAX 用ソフト「PCdask」で申告書を簡単に作成できる



eLTAX で出来る特別徴収の手続き

電子申請・届出

- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 特別徴収への切替申請書
- 特別徴収義務者の名称・住所変更届

ご利用方法については下記 URL をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case01/>



北斗市では今年度より給与所得者異動届等の紙送付を廃止しました。

eLTAX の利用が難しい場合には、市公式ホームページから各種様式をダウンロードし、窓口もしくは郵送での提出をお願いいたします。

<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2521.html>



特別徴収税額通知について

eLTAX では、市・道民税の特別徴収税額決定・変更通知書を電子データで受取ることができます。

当市では、電子署名を付与した税額決定・変更通知データを提供しています。ご利用方法については下記 URL をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07795>



【令和6年度より】特別徴収税額通知の受取方法が変わります

令和3年度税制改正により、令和6年度に特別徴収税額通知の電子データ（副本）が廃止されます。これまで書面（正本）と電子データ（副本）を希望された特別徴収義務者の方には両方お送りしていましたが、令和6年度から書面（正本）か電子データ（正本）のどちらかの選択となります。



地方税共通納税システムによる特別徴収の納入

共通納税システムでは、全国の地方公共団体へ自宅や職場のパソコンから、インターネット等を利用して電子で納めることができ、以下のメリットがあります。

- 自宅や職場のパソコンから電子納付することができるため、金融機関に出向く必要がなくなり、毎月の納付事務の負担が軽減できます。
- 特徴税額通知データを共通納税システムに引き継いで納付することができます。
- 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納付することができます。（ダイレクト納付）
- ダイレクト納付の利用においては、振替のための手数料は必要ありません（通信料は別途かかります）。

ご利用方法については下記 URL をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>

※領収書が必要な方は従来通り窓口での納付をご利用ください。



eLTAX の操作方法は、地方税ポータルシステムをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

